

平成 27 年 10 月 15 日

報道関係各位

東京建物不動産販売株式会社  
東京建物株式会社**Brillia**

認定中古マンション

## Brillia 認定中古マンション制度 「最長 5 年間」の保証へ改定

東京建物グループは、平成 24 年よりサービスを開始しております「Brillia 認定中古マンション制度（概要は後記「参考資料」参照）」における保証期間を、平成 27 年 10 月 16 日より、現在の 2 年間から「最長 5 年間」に改定いたします。

Brillia 認定中古マンション制度はサービス開始以来、中古の Brillia のご売却・購入にあたり、売主様・買主様の双方のお客様に信頼と安心のある取引を提供してまいりました。

今回、保証期間を最長 5 年間と改定することで、より一層高い付加価値を持つ中古マンションとしてお取引ができるよう、お手伝いいたします。

また制度利用条件を、従前「築 15 年以内」と制限しておりましたが、今回の改定で築年数の制限を無くしました。今後もより多くのお客様にご利用していただくことができるよう、サービスの向上に努めてまいります。

### 【保証期間について】

	Brillia 認定中古マンションの場合	一般的な個人間の仲介取引の場合
瑕疵担保責任	<b>保証会社が最長5年間保証</b> 保証会社が物件の引渡し完了日から最長5年間「専有部の給排水管からの漏水」について保証します。	<b>個人売主が3カ月の責任</b> ≪約定≫売主は買主に対し、物件の引渡し完了日から3カ月以内に請求を受けたもの限り、責任を負います。
住宅設備機器	<b>保証会社が最長5年間保証</b> 事前検査で一定の基準を満たした住宅設備機器(8種類)について引渡し完了日から最長5年間保証します。	<b>個人売主が7日間の責任</b> ≪約定≫売主は買主に対し、物件の引渡し完了日から7日以内に請求を受けた故障・不具合に限り、責任を負います。

※保証期間は建築後年数によって異なります。詳細は、後記「参考資料」をご参照ください。

Brillia の分譲主である東京建物、不動産流通を担当する東京建物不動産販売、Brillia の管理を担う東京建物アメニティサポートなど、東京建物グループが一体となって、お客様の信頼・安心と Brillia ブランドの一層の価値向上を目指します。

東京建物不動産販売に中古の Brillia の売却をお任せいただくことにより、Brillia 認定中古マンション制度を活用でき、検査済・長期保証付の高付加価値中古マンションとして売り出すことができます。なお、認定後の売却活動は、Brillia に関する豊富な知識をもつ社員「Brillia マイスター」が行います。中古住宅流通市場においても、制度や知識、情報等の様々な角度から Brillia ブランドの信頼と安心のある取引を提供いたします。

(参考資料)

## Brillia 認定中古マンション制度について (制度開始：平成 24 年 2 月)

「Brillia」の中古取引において、住宅設備機器の事前検査を実施し、引渡後の不具合を最長5年間無料で保証します。



第三者機関の検査



業界トップクラスの保証



東京建物の認定証



お客様費用負担無し

**売主様  
メリット**

検査済、長期保証付という高付加価値  
の中古住宅として売却できます。

**買主様  
メリット**

事前検査情報による「安心」、入居後の  
不具合も長期無料保証で「安心」です。

Brillia の中古取引において、住宅設備機器の事前検査を実施し、「Brillia 認定中古マンション」として保証などの付加価値を付与する東京建物グループ独自のサービスです。

他社の保証サービスと比較し、保証期間が長いこと、住宅設備機器の保証対象が幅広いこと、自社のお客様に限らず他社のご紹介するお客様が購入されても適用できることが特徴であり、充実した保証に加え、「Brillia ブランド」自体の価値を高め、継承してゆくことも目的としております。

### ※物件の建築後年数と保証期間について

建築後年数	5年以内	5年超8年以内	8年超12年以内	12年超
保証期間	物件の引き渡し日から 5年間	物件の引き渡し日から 4年間	物件の引き渡し日から 3年間	物件の引き渡し日から 2年間

#### 1. 制度の特徴

- ① 第三者機関による公正な設備検査ですので、購入時の不安を軽減できます。
- ② 通常は売主様が3ヶ月間負う瑕疵担保責任の一部について、第三者機関が最長5年間保証します。※1
- ③ 通常は売主様が7日間責任を負う住宅設備機器修復義務の一部について、第三者機関が最長5年間保証します。※2
- ④ Brillia の新築時分譲主である東京建物が「認定証」を発行します。
- ⑤ ①～④の設備検査、認定保証にかかる費用は東京建物不動産販売が負担、お客様の費用負担はありません。
- ⑥ 買主様と東京建物不動産販売との直接の媒介契約の有無による制限を設けておりませんので、他社の紹介によるご購入でも、①～⑤の特典が適用されます。

※1 専有部内給排水管からの漏水について保証します。

※2 事前検査で一定の基準を満たした住宅設備機器（8種類）について保証します。

#### 2. 制度利用条件

- ① 「Brillia」を冠した東京建物分譲マンションであること。（首都圏一都三県に限る）
- ② 東京建物アメニティサポートが管理している物件であること。
- ③ 東京建物不動産販売と（専属）専任媒介契約を締結している物件であること。
- ④ 第三者機関の住宅設備機器現場検査が完了している物件であること。

※以上の条件を全て満たした物件に限る。